後期高齢者福祉医療費(マル福)受給者証のご案内

後期高齢者福祉医療費(通称:マル福)受給者証とは?

後期高齢者医療に加入しており、次の要件の<u>いずれかに</u>該当の方が医療機関を受診した とき、医療費の自己負担分を支給する証

要件 1 寝たきり・認知症高齢者※1で、かつ、主たる生計維持者※2が市民税非課税の方

- ※1:寝たきり・認知症高齢者とは…次の<u>いずれかに</u>該当の方
 - 介護保険被保険者証の要介護度が4又は5と認定された方で、3か月以上生活介護を継続している方
 - •「ねたきり高齢者等認定基準」により該当と判断される方
- ※2:主たる生計維持者とは…次のすべてに該当の方
 - 本人及び本人と同住所地に居住する親族等
 - 本人の施設費等の生活費を負担している親族等

要件2 障害者医療の受給資格要件を満たす方(次ページ参照)

要件3 母子・父子家庭医療の受給資格要件を満たす方(次ページ参照)

申請方法 ※要件3の方は、保険医療課(電話:0561-56-0617)までご相談ください。

以下の書類を保険医療課医療係あてに提出してください。(郵送可)

- ① 本人の健康保険証の写し
- ② 後期高齢者福祉医療費受給者証交付申請書
- ③ 所得制限に関する申出書※要件1の方のみ
- ④ 介護保険証の要介護度と氏名の記載箇所の写し※要件1の方のみまたは、医師が記入した「ねたきり高齢者等認定基準」※要件1の方のみ
- ⑤ 身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の等級と氏名の記載箇所の写し ※要件2の方のみ



《次ページにも説明があります》

郵便での申請後の流れ

市役所に申請書一式を送付する

↓2週間程度

自宅宛に、後期高齢者福祉医療費受給者証が郵送で届く

- ※資格該当日または申請月1日のどちらか新しい日付から有効の証を送ります。
- ※申請書一式が市役所に届いた日を申請日とします。
- ※万が一届かない場合は、必ずご連絡ください。

問合先 長久手市福祉部保険医療課医療係

Tel: 0561-56-0617

Mail: iryo@nagakute.aichi.jp

参考

障害者医療の受給資格要件(1~3の全てに該当)

- 1 長久手市に住民登録がある方
- 2 健康保険に加入している方
- 3 次のいずれかに該当する方
 - (1) 身体障害者手帳 1級~3級
 - (2) 身体障害者手帳 4 級 (腎臓機能障害)
 - (3) 身体障害者手帳 4級~6級(進行性筋萎縮症)
 - (4) IQ50 以下と判定された者(療育手帳判定 A·B)
 - (5) 自閉症状群と診断された方

母子・父子家庭医療の受給資格要件(1~3の全てに該当し、子を扶養する人が所得制限以内)

- 1 長久手市に住民登録がある方
- 2 健康保険に加入している方
- 3 次のどちらかに該当する方
 - (1) 18 歳以下の子を扶養している母子(父子)家庭(父又は母が重度の障害を持つ家庭を含む)の母又は父及びその子
 - (2) 父母のない 18 歳以下の子